

## 大分県産業廃棄物処理業者等D X化推進事業費補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 知事は、循環経済への移行に向け、資源循環の促進及び廃棄物処理の高度化等を図るため、大分県産業廃棄物処理業者等D X化推進事業費補助金実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、事業者等及び産業廃棄物処理業者がD X化に向けた取り組みを実施するのに要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

(1)「事業者等」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

- ア 県内に本社及び事務所又は事業場を有する事業者
- イ 二以上の前号の事業者で構成される団体

(2)「産業廃棄物処理業者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

- ア 県内に本社及び事務所又は事業場を有する（特別管理）産業廃棄物収集運搬業者
- イ 県内に中間処理場又は最終処分場を有する（特別管理）産業廃棄物処分業者

(3)「産業廃棄物等」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物
- イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物

(4)「優良産業廃棄物処理業者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の3又は第10条の4の2、第10条の12の2、第10条の16の2に規定する、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力および実績を有する者の基準に適合する産業廃棄物処理業者
- イ 優良産廃処理業者認定制度の下に、大分県又は大分市独自の評価基準である「おおいた優良産廃処理業者評価制度」の認定を受けた産業廃棄物処理業者

### (補助対象経費及び補助率)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表1及び別表2のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 工程表（D X化による省力化・効率化・高度化・安全確保等事業に限る）
- (4) 誓約書（第4号様式）

- (5) 各経費に関する根拠書類（積算経費の算出根拠が確認できる設計書又は見積書の写し）
  - (6) その他知事が必要と認める書類
- 2 規則第3条第3項の規定により、申請若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

（補助条件）

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助金変更承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
  - (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
  - (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
  - (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けず、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
  - (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、知事が必要と認めた場合は、取得後の利用状況を報告すること。
  - (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りでないこと。
  - (9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
  - (10) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。
- 2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
  - (2) 補助対象経費の総額の20パーセント以内の増減

(補助金の交付決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(第6号様式)により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第9条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第8号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(第9号様式)

(2) 収支精算書(第10号様式)

(3) 契約書又は見積書の写し(DX化による省力化・効率化・高度化・事業のみ)

(4) 写真(DX化による省力化・効率化・高度化・事業のみ)

(5) 領収書又は請求書の写し

(6) 検査調書の写し

(7) 財産管理台帳の写し

(8) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第11条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第11号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数)

第12条 規則及びこの要綱により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要

綱の本則に定めるもののほか、別に知事が定めるところのよるものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和7年度予算に係る大分県産業廃棄物処理業者等DX化推進事業費補助金から適用する。

別表 1

補助対象事業	事業内容	補助率 (千円未満 切り捨て)	補助上限額
DX化による省力化・効率化・高度化・安全確保等事業	<p>産業廃棄物等の処理を対象としたAI・IoT等のデジタル技術を導入した以下の事業。</p> <p>但し、補助対象経費が3,000千円以上の事業とする。</p> <p>①産業廃棄物等の処理の自動制御化が期待できる事業</p> <p>②産業廃棄物等の高度な選別処理が期待できる事業</p> <p>③処理業者基幹システムを導入する事業（注）</p> <p>④その他、デジタル技術を活用した産業廃棄物等の処理や業務の効率化・省人化・高度化・安全確保等に資する事業</p> <p>*補助対象者及び補助対象経費については別表2のとおり</p>	2分の1 以内	15,000千円
電子マニフェスト導入事業	<p>産業廃棄物処理のデジタル化の推進及び優良な産業廃棄物処理業者を育成支援するため、紙で行っていた産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みを活用する事業。</p> <p>*補助対象者及び補助対象経費については別表2のとおり</p>	2分の1 以内	100千円
電子契約導入事業	<p>産業廃棄物処理のデジタル化の推進を図るため、押印による産業廃棄物処理委託の書面契約について電子文書に電子署名を行う形で情報通信ネットワーク技術を利用した契約を行う事業</p> <p>*補助対象者及び補助対象経費については別表2のとおり</p>	2分の1 以内	200千円

（注）処理業者基幹システムとは廃棄物処理の実績管理の基礎となる産業廃棄物処理業者の基幹システムと個別アプリ（電子契約、自動配車、廃棄物計量、電子請求など様々）をデータ連携させることにより、業務の自動化とリアルタイムにデータを分析・活用することが可能となるシステムのことをいう。

別表 2

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	
		区分	内容
DX化による省力化・効率化・高度化・安全確保等事業	優良産業廃棄物処理業者	需用費	消耗品費、印刷製本費、修繕費、主要原料、副資材の購入等に要する経費
		機械装置・工具器具費	機械装置又は工具器具の購入（一時的に使用する場合を除く）、試作、改良、据付け、修繕、借上に要する経費
		外注加工費	原材料の再加工及び設計等の外注加工に要する経費
		謝金	専門家から指導を受ける際に要する謝金
		費用弁償	専門家から指導を受ける際に要する専門家の旅費
		委託費	検査分析・試験、システム設計に要する経費
		その他の経費	その他知事が特に必要と認める経費
		電子マニフェスト導入事業	事業者等及び産業廃棄物処理業者
電子契約導入事業	①電子契約月額使用料（使用開始から翌年の2月までの料金） ②電子契約利用のためのパソコン等電子機器購入費（ただし、設置・工事費、維持管理費用等を除く。） ③その他知事が必要と認める経費		

(注1) DX化による省力化・効率化・高度化・安全確保等事業に掲げる経費であっても、次に掲げる経費については、対象経費から除くものとする。

- (1) 使用実績の把握が困難な材料等
- (2) その他、補助事業の実施に関連性のない経費

(注2) 委託費については、原則として補助対象経費総額の3分の2を超えることはできない。

なお、事業実施に伴い、委託費以外の経費の削減若しくは、委託費の増加により、やむを得ず委託費が補助対象経費総額の3分の2を超えることとなる場合は、要綱第5条第1項第1号の規定にかかわらず、同条第1項第1号による補助金変更承認申請書(第5号様式)を提出しなければならない。

(注3) 補助対象経費については補助事業に要する経費から消費税を除いたものとする。

第1号様式（第4条関係）

年度大分県産業廃棄物処理業者等DX化推進事業費補助金交付申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住所  
名称  
氏名（代表者の職氏名）  
連絡担当者（職名及び氏名）  
電話番号

年度において、下記のとおり大分県産業廃棄物処理業者等DX化推進事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、大分県産業廃棄物処理業者等DX化推進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 工程表（事業終了後の展開についても記載すること）（DX化による省力化・効率化・高度化・安全確保等事業のみ）
- (4) 誓約書（第4号様式）
- (5) 各経費に関する根拠書類（積算経費の算出根拠が確認できる設計書又は見積書の写し）
- (6) その他知事が必要と認める書類

事業計画書

1 事業の実施体制等

区分	
事業名	
構成員の概要	(複数の企業等で実施する場合は、その名称、代表者を記載すること)
実施体制	(事業の実施体制・組織を記載すること。複数の構成員が実施する場合にはどのような役割分担になるのかを含めて記載すること。)
事業区分	(いずれかの区分を○で囲むこと。) ①産業廃棄物等の処理の自動制御化が期待できる事業 ②産業廃棄物等の高度な選別処理が期待できる事業 ③処理業者基幹システムを導入する事業 ④その他、デジタル技術を活用した産業廃棄物等の処理や業務の効率化・省人化・高度化・安全確保等に資する事業
対象となる産業廃棄物等	廃棄物の種類又は名称
	現状と課題

## 2 事業日程及び事業内容

事業日程	(開始予定 年 月 日 完了予定 年 月 日)
内 容	(事業の内容・課題を簡潔に記載すること。必要に応じて本事業の概要・ポイントを、イラスト等を用いてわかりやすく記載した概要図(A4判1枚程度)を添付のこと。)
事業の効果	(DX化の効果等について簡潔に記載すること。)

支援実績等	<p>(過去に類似の事業で他の助成制度の実施実績があれば記載する。)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 助成制度名</li><li>2 事業名</li><li>3 概ねの予算規模</li><li>4 本事業との関係性</li></ol>
支援実績等	<p>(今後応募予定の類似の事業があれば記載する。)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 助成制度名</li><li>2 事業名</li><li>3 概ねの予算規模</li><li>4 本事業との関係性</li></ol>

### 3. 経費の内訳

(単位：円)

経費区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	積算内訳	備考
需用費				
機械装置・ 工具器具費				
外注加工費				
謝 金				
費用弁償				
委 託 費				
その他の経費				
合 計				

(注) 1 補助対象経費については、交付要綱の別表2を参照のこと。

2 補助対象経費については補助事業に要する経費から消費税を除いたものとする。

第2号様式（第4条関係）（電子マニフェスト・電子契約導入事業）

事業計画書

1 事業計画の内容

2 事業費の内訳

（単位：円）

経費区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金額 (千円未満切り捨て)	経費の内訳
電子契約月額固定費 (補助金交付申請年度の2月分まで) 又は電子マニフェスト基本料			/	
電子機器等購入費				
その他 ( )				
合計額		(a)	(b)	

- (注) 1 補助対象経費については、交付要綱の別表を参照のこと。  
 2 補助対象経費については補助事業に要する経費から消費税を除いたものとする。  
 3 経費の内訳欄には、算定の根拠（単位×数量等）を詳細に記載すること。  
 4 (b)には、(a)に補助率2分の1を乗じた額と100千円を比較して、いずれか低い方の額を記載すること。

第3号様式（第4条関係）（DX化による省力化・効率化・高度化・安全確保等事業）

収 支 予 算 書

収入の部

（単位：円）

項 目	予算額	備 考
県費補助金		
自 己 資 金		
そ の 他		
計		

支出の部

（単位：円）

項 目	予算額	備 考
需用費		
機械装置・工具器具 費		
外注加工費		
謝 金		
費用弁償		
委 託 費		
その他の経費		
計		

（経費区分ごとに詳細かつ具体的に記載すること。）

第3号様式（第4条関係）（電子マニフェスト・電子契約導入事業）

収 支 予 算 書

収入の部

（単位：円）

項 目	予算額	備 考
県費補助金		
自 己 資 金		
そ の 他		
計		

支出の部

（単位：円）

項 目	予算額	備 考
電子マニフェスト 基本料		
電子契約月額固定費 （補助金交付申請年 度の2月分まで）		
電子機器等購入費		
その他		
計		

（経費区分ごとに詳細かつ具体的に記載すること。）

第4号様式（第4条関係）

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日（男・女）

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第5号様式（第5条関係）

年度大分県産業廃棄物処理業者等D X化推進事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住所

名称

代表者氏名（代表者の職氏名）

連絡担当者（連絡担当者の職氏名）

電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあった 年度大分県産業廃棄物処理業者等D X化推進事業について、下記のとおり変更したいので、承認されるよう、大分県産業廃棄物処理業者等D X化推進事業費補助金交付要綱第5条第1項第1号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

（注） 第1号様式の記の2以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が容易に比較対照できるように、変更部分を二段書にし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

なお、変更内容と関連のない添付書類については省略してもよいものとする。

第6号様式（第6条関係）

年度大分県産業廃棄物処理業者等DX化推進事業費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

大分県知事

印

年 月 日付で交付申請のあった 年度大分県産業廃棄物処理業者等DX化推進事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県産業廃棄物処理業者等DX化推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定により通知します。

記

1 補助対象経費	金	円
2 補助金の交付決定額	金	円
3 補助条件		

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助金変更承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではな

いこと。

- (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、知事が必要と認めた場合は、取得後の利用状況を報告すること。
- (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りでないこと。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (10) その他、大分県補助金等交付規則（以下「規則」という。）及びこの要綱の定めに従うこと。
- (11) 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
  - イ 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
  - ロ 補助対象経費の総額の20パーセント以内の増減

(備考)

要綱第5条第1項第1号の規定による補助事業変更承認申請書（第5号様式）に基づき変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をかつこ書きで上段に記載すること。

第7号様式（第9条関係）

年度大分県産業廃棄物処理業者等DX化推進事業費補助金交付請求書

年 月 日

大分県知事 殿

住所

名称

代表者氏名（代表者の職氏名）

連絡担当者（連絡担当者の職氏名）

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県産業廃棄物処理業者等DX化推進事業費補助金 円を精算払（概算払）の方法により交付されるよう、大分県産業廃棄物処理業者等DX化推進事業費補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

記

（単位：円）

補助金交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額

振込先

銀行名

支店名

口座種別 普通・当座

口座番号

<フリガナ>

口座名義人

第8号様式（第10条関係）

年度大分県産業廃棄物処理業者等DX化推進事業実績報告書

年 月 日

大分県知事 殿

住所

名称

代表者氏名（代表者の職氏名）

連絡担当者（連絡担当者の職氏名）

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県産業廃棄物処理業者等DX化推進事業費補助金について、下記のとおり事業を実施したので、大分県産業廃棄物処理業者等DX化推進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の成果

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績書（第9号様式）
- (2) 収支精算書（第10号様式）
- (3) 契約書又は見積書の写し（DX化による省力化・効率化・高度化・安全確保等事業のみ）
- (4) 写真（DX化による省力化・効率化・高度化・安全確保等事業のみ）
- (5) 領収書又は請求書の写し
- (6) 検査調書の写し
- (7) 財産管理台帳
- (8) その他知事が必要と認める書類

事業実績書

- 1 事業名
- 2 事業の目的
- 3 事業内容の要約
- 4 事業の実施経過  
（実施経過について、事業の開始から完了（終了又は廃止）までの日程に従い、写真等も含めて詳細に記載すること。）
- 5 事業の成果
  - ① 目的の達成状況
  - ② 成果に対する自己評価（又は専門家による評価）
- 6 課題  
（自己評価が低い場合は、特に詳細に記載すること。）
- 7 事業の今後の見通し
- 8 まとめ

2. 経費の内訳

(単位：円)

経費区分	補助事業に要した経費	補助対象経費	補助金額 (千円未満 切り捨て)	備考
需用費			/	
機械装置・工具器具費				
外注加工費				
謝金				
費用弁償				
委託費				
その他の経費				
合計		(a)	(b)	

(注) 1 (b)は(a)に補助率2分の1を乗じた額と補助上限額を比較して、いずれか低い方の額を記載すること。

2 補助対象経費については補助事業に要する経費から消費税を除いたものとする。

第9号様式（第10条関係）（電子manifesto・電子契約導入事業）

事業実績書

1 事業の実績

2 事業費の内容

(単位：円)

経費区分	補助事業に要した経費	補助対象経費	補助金額 (千円未満 切り捨て)	経費の内訳
電子manifesto 基本料又は電子契 約月額固定費（補 助金交付申請年度 の2月分まで）			/	
電子機器等購入費				
その他 ( )				
合計額		(a)	(b)	

- (注) 1 経費の内訳欄には、算定の根拠（単位×数量等）を詳細に記載すること。  
 2 補助対象経費については補助事業に要する経費から消費税を除いたものとする。  
 3 経費の内訳欄には、算定の根拠（単位×数量等）を詳細に記載すること。  
 4 (b)には、(a)に補助率2分の1を乗じた額と100千円を比較して、いずれか低い方の額を記載すること。

第10号様式（第10条関係）（DX化による省力化・効率化・高度化・安全確保等事業）

収 支 精 算 書

収入の部

（単位：円）

項 目	精算額	予算額	差引額	備 考 (調達先等)
県費補助金				
自己資金				
そ の 他				
計				

支出の部

（単位：円）

項 目	精算額	予算額	差引額	備 考 (内訳等)
需用費				
機械装置・ 工具機器費				
外注加工費				
謝 金				
費用弁償				
委 託 費				
その他の経費				
計				

第10号様式（第10条関係）（電子マニフェスト・電子契約導入事業）

収 支 精 算 書

収入の部

(単位：円)

項 目	精算額	予算額	差引額	備 考 (調達先等)
県費補助金				
自己資金				
そ の 他				
計				

支出の部

(単位：円)

項 目	精算額	予算額	差引額	備 考 (内訳等)
電子マニフェスト 基本料				
電子契約月額固定 費（補助金交付申 請年度の2月分ま で）				
電子機器等購入費				
その他				
計				

※備考（内訳等）の欄には、算定の根拠（単位×数量等）を詳細に記載すること。

第 1 1 号様式（第 1 1 条関係）

年度大分県産業廃棄物処理業者等 D X 化推進事業費補助金の額の確定通知書

第 号  
年 月 日

殿

大分県知事

印

年 月 日付けで提出のあった 年度大分県産業廃棄物処理業者等 D X 化推進事業実績報告書に基づき、 年 月 日付け 第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円については、金 円に確定したので、大分県産業廃棄物処理業者等 D X 化推進事業費補助金交付要綱第 1 1 条の規定により通知します。